

# 米欧中で国内投資促進策強化！(米トランプ口座、英LTAF&ISA&ハブ&DC、仏PEA&伊PIR、中国の個人養老金制度)、日本では維新の会や国民民主党がNISAの国内投資枠を要望(参政党も近い要望)!!

三菱UFJアセットマネジメント株式会社 経営企画部 松尾 健治(kenji-matsu@am.mufg.jp)

窪田 真美(mami-kubota@am.mufg.jp)

※三菱UFJアセットマネジメントがお届けする、内外の資産運用に関する情報を発信するコラムです。

## ●こどもNISAなど税制改正法成立は日本の総選挙(2026年2月8日)で大型連休前後？

2026年1月23日に日本の通常国会が召集され、高市早苗首相が衆院を解散、2月8日投開票総選挙となった

(2026年1月23日付自由民主党「政策大転換には強い信任が今こそ必要衆院総選挙 高市自民党が訴える3つの論点」～ <https://www.jimin.jp/news/information/21230.html> )。

予算案および(こどもNISAなど)新規の税制改正法案は国会には提出されず、選挙後30日以内に招集の特別国会に提出される事となる(2026年1月13日付投信調査コラムNo.436「こどもNISAとトランプ口座と529プラン(ターゲット・エンロールメント・ポートフォリオ)～税制改正(解散総選挙で成立は？)：つまたNISAの18歳未満と新指標、債券中心投信、暗号資産ETF～」～ [https://www.am.mufg.jp/report/investigate/column\\_260113.pdf](https://www.am.mufg.jp/report/investigate/column_260113.pdf) )。

政府与党は「選挙に勝ち抜き、選挙後、速やかに令和8年度予算と税制改正等の予算関連法案の早期成立を目指す方針です。必要に応じて暫定予算も編成し、経済への影響は最小限にとどめていきます。」と述べている(2026年1月23日付自由民主党「政策大転換には強い信任が今こそ必要衆院総選挙 高市自民党が訴える3つの論点」～ <https://www.jimin.jp/news/information/21230.html> )。

「当初予算案は衆参両院での審議に2か月程度かかる例が多く、過去のスケジュールを踏襲すれば成立は大型連休前後が見込まれる。」と報じられている(強調下線は当コラム筆者、2026年1月23日付読売新聞「衆院解散で当初予算案の提出見送り、成立は大型連休前後か…」～ <https://www.yomiuri.co.jp/politics/20260123-GYTIT00116/> )。

解散直前の自民党衆議院議員は198人(自民党発表の196人に2026年1月22日に有志の会から入った北神圭朗氏、2026年1月23日に無所属から入った阿部弘樹氏を加えている、自由民主党～ <https://www.jimin.jp/member/search?ben=shusulin> )。自民党は単独で233人(過半数)、日本維新の会との連立与党で243人(安定多数)を目標とする(もし連立与党で310人となれば、過半数割れの参院で法案を否決されても、再可決が可能、安倍晋三政権時代にこれで再可決した事がある)。

日本の衆議院と参議院の会派別所属議員数一覧(衆院の数は2026年1月23日解散までのもので、それに議員の異動等を加えている)					2026年1月23日現在	
(衆議院と参議院の議員数合計の多い順)*過半数不足は赤い色で×、過半数は水色で○)						
衆議院		過半数に不足する数	参議院		過半数に不足する数	合計
1 自由民主党・無所属の会(＊)	201	-32 ×	自由民主党(＊)	101	-24 ×	302
2 中道改革連合(＊)	173	-60 ×	立憲民主・社民・無所属(＊)	43	-82 ×	216
3 日本維新の会(＊)	34	-199 ×	日本維新の会	19	-106 ×	53
4 国民民主党・無所属クラブ	27	-206 ×	国民民主党・新緑風会	25	-100 ×	52
5	-	-	公明党	21	-104 ×	21
6 参政党	2	-231 ×	参政党	15	-110 ×	17
7 れいわ新選組	8	-225 ×	れいわ新選組	6	-119 ×	14
8 日本共産党	8	-225 ×	日本共産党	7	-118 ×	15
9 減税日本・ゆうこく連合(＊)	5	-228 ×	-	-	-	5
10 有志の会(＊)	3	-230 ×	-	-	-	3
11	-	-	日本保守党(＊)	2	-123 ×	2
12	-	-	沖縄の風	2	-123 ×	2
13 無所属(＊)	4	-229 ×	各派に属しない議員(＊)	7	-118 ×	11
合計		465	合計		248	713
過半数		233	過半数		125	358
A 与党(自民+維新)	235	+2 ○	与党(自民+維新)	120	-5 ×	355
B 与党(自民+維新)+国民	262	+29 ○	与党(自民+維新)+国民	145	+20 ○	407
C 与党(自民+維新)+ゆうこく+有志	243	+10 ○	与党(自民+維新)+ゆうこく+有志	120	-5 ×	363
D 非与党合計	230	-3 ×	非与党合計	128	+3 ○	358

\*衆議院の「無所属」には会派離脱中である自民党的額賀福志郎議員議長と元立憲民主党で中道改革連合の玄葉光一郎衆議院副議長が含まれ、参議院の「各派に属しない議員」には会派離脱中である自民党的閣口昌一参議院議長と立憲民主党の福山哲郎参議院副議長が含まれる。衆院では議長も副議長も首相指名選挙や可否同数時の投票が出来、参院では議長は投票せず副議長は投票する慣例がある(議長・副議長の投票を入れても決選で同数の場合には「(決して決めない)」)。上記では衆院の議長と副議長および参院の副議長を無所属から各々の出身政党に属している。なお、立憲民主党にいた原口一博氏や青山大人民の様に中道改革連合に不参加もいる一方(原口氏はゆうこく、青山氏は無所属)、れいわ新選組の多ケ谷(たがや)亮氏や国民民主党の円より子氏や無所属の新垣邦男の様に、中道改革連合からの立候補もいる。立憲を離党した原口一博氏は会派「減税保守ども」の河村たかし氏が代表を務める「減税日本」と共に政党「減税日本・ゆうこく連合(5人の衆院議員…原口一博氏、河村たかし氏、鈴木敦氏、平岩征樹氏、竹上裕子氏)」を立ち上げた。

\*\*2025年9月17日に日本維新の会を除名処分となった衆議院3人が「改革の会」を結成して2025年10月6日に「有志の会」の4人と共同会派を結成し「有志・改革の会」7人となったが、2025年11月28日に「改革の会」3人は解散し自民に入った。その後、2026年1月17日に「有志の会」の1人(北神圭朗氏)が自民入り、2026年1月23日に「改革の会」の1人(阿部弘樹氏)が自民入り、衆院は「自由民主党・無所属の会120人と日本維新の会34人の計234人となり過半数(野党が内閣不信任決議案を提出しても否決可)。ただ、国民もしくは参政どちらかが法案に賛成すれば参院も過半数となる。2025年10月29日に日本維新の会は林佑美衆議院議員の離党届を受理したと発表、林佑美衆議院議員は無所属となり、2026年1月23日に国民民主に。

(出所: 衆議院会派名及び会派別所属議員数および参議院会派別所属議員数一覧等より三菱UFJアセットマネジメント経営企画部が作成)

## ●高市首相「米欧中で国内投資促進策が強化される中、日本で大胆な国内投資を」と！

2026年1月19日に高市早苗首相が日本経済団体連合会との懇談会で「米欧中の各国においては、国内投資を促進する政策が一段と強化されて、さながら産業政策の大競争の様相を迎えております中、官民連携の取組の重要性は増すばかりでございます。こうした中で、政府としましては、国内投資の加速に向けて、今般の補正予算や税制改正においても、投資の予見性を向上させる措置を最大限講じました。国内外の市場に勝ち筋を見出して、大胆な国内投資を実行いただけるように、しっかりと応援をさせていただきます。」と述べた（強調下線は当コラム筆者、2026年1月19日付首相官邸ホームページ「日本経済団体連合会との懇談会」～<https://www.kantei.go.jp/jp/104/actions/202601/19kondankai.html>）。



首相は2025年12月25日に内外情勢調査会（時事通信社の関連団体）が開催した全国懇談会でも「今、欧米各国で国内投資の促進策が強化されている」と述べていた（強調下線は当コラム筆者、2025年12月25日付首相官邸ホームページ「内外情勢調査会全国懇談会」～<https://www.kantei.go.jp/jp/104/actions/202512/25migaki.html>）。

2025年12月8日に衆議院で国民民主党の岸田光広・政務調査副会長の質問「高市政権の成長戦略を成功させるためにも、日本株や日本国債を対象とした国内投資枠をNISAに新設すべきではありませんか。」に対し、高市首相は「活用状況を見極めたいと考えています。また、この投資枠については家計の安定的な資産形成の観点から、国や地域も含む投資対象の分散が有効である事も踏まえる必要があると考えています。その上で国内投資を活性化させ、経済成長につなげていく為には、コーポレートガバナンス改革等の中長期的な企業価値の向上を後押しする取り組みを通じ、日本企業自身の魅力を高めていく事が重要だと考えている。」と回答していた（2025年12月8日付衆議院インターネット審議中「岸田光広（国民民主党・無所属クラブ）」～[https://www.shugiin.go.jp/jp/index.php?ev=V1&ddi\\_id=56028&media\\_type](https://www.shugiin.go.jp/jp/index.php?ev=V1&ddi_id=56028&media_type)）、国民民主党は2025年12月25日の「令和8年度税制改正についての考え方」でNISAについて「国内の株式・国債等債券を対象とするなど国内投資の枠を設けます。」としている～2025年12月25日付国民民主党「令和8年度税制改正についての考え方」～<https://new-kokumin.jp/wp-content/uploads/2025/12/89fe48eb33724de47fe9386314ee1.pdf>）。

2025年11月10日に衆議院で日本維新の会の斎藤アレックス・政調会長の質問「NISAの枠を拡充するとともにその金融資産が海外だけでなくしっかりと国内の成長分野に還流していくために、例えば国内投資枠の設定や国内投資への優遇措置を行うことを検討すべきだと考えています。この提案に金融庁さんなどからはですね、制度の趣旨と違うであったり市場を歪めると批判する声が上がるかもしれませんけれども、実はこれグローバルスタンダードな取り組みである思っております。フランスの個人貯蓄制度のPEAは投資対象をEU・EEA域内に限定しています。またイタリアのPIRも投資の70%をイタリアに拠点を置く企業に向けるように定めています。国民の資産形成を自国の成長につなげる、これは世界のひとつの常識だとも思いますので、そういう柔軟な発想の転換が必要だと思いますけれども、内閣の方針を伺いたいと思います。」に対し、片山さつき金融相は高市首相の前で「国内投資枠が、先々あってしかるべきではないかとか、あるいは国内投資をややさらに優遇したらどうか、という話は出ております。…(略)…。一番いいのは、企業価値の向上というところから見て、日本株・日本の投資が一番いいと選択されれば一番いいんですが、先ほどから委員御指摘のコーポレートガバナンス等々の問題があってそうなつていでこうなっているという部分もありますが、どちらが鶏でどちらが卵が分かりませんが、しっかりと議論をする中で育ててまいりたいと思います。」と回答していた（強調下線は当コラム筆者、斎藤アレックス事務所国会活動アーカイブチャンネル【斎藤アレックスの国会質問】2025年11月10日予算委員会～<https://www.youtube.com/watch?v=vnWh1k1Bx>）。



（左側に斎藤アレックス衆院議員、右側に片山さつき金融相と高市首相、出所：斎藤アレックス事務所国会活動アーカイブチャンネル【斎藤アレックスの国会質問】2025年11月10日予算委員会～<https://www.youtube.com/watch?v=vnWh1k1Bx>）

片山金融相は2025年3月26日に「自民党として、少額投資非課税制度(NISA)の税制優遇拡充を検討しているとし、『具体的には、高齢者が日本株を長期保有した場合に相続税を一部免除するなどを検討しており、骨太の方針や年末の税調(税制調査会)に盛り込みたい。日本株を保有してくれたら国の成長に貢献してくれることになる』『日本株を長期保有することのメリットをつくりたい』と述べた。」と述べた事もある。(強調下線は当コラム筆者、2025年3月26日付ロイター「イン

タビューポル円は120円台が実力か、日本株長期保有に税優遇検討=自民・片山氏」~ <https://japan.reuters.com/opinion/forex-forum/LBRCRX2XJUNQHQD43GNAPNUU-2025-03-26/>、2025年10月27日付投信調査コラムNo.432「片山金融相の資産運用立国、域内経済財政相の成長戦略(新しい資本主義廃止)、小泉防衛相の防衛力抜本的強化~国内株投資を促すNISAの案、欧州で防衛ETFが大人気でESGの防衛ファンドも登場、世界の防衛関連ファンド~」~ [https://www.um-mirai.jp/report/investigate/column\\_351027.pdf](https://www.um-mirai.jp/report/investigate/column_351027.pdf) )。

自民党の日本成長戦略本部本部長である岸田文雄元首相は2025年11月6日に「少額投資非課税制度(NISA)を活用した個人投資家の資金が海外に向かっているとの一部指摘に対し、国内の家計や経済にプラスの面もあるが、『十分な成長資金は日本にあることも大事だ』と述べた。…(略)…。『国民が分散投資の観点で海外投資することは否定するものではない。グローバルな成長を日本の家計の資産形成に取り込む、国内消費の拡大にも寄与する』と語った。その上で、成長投資のための資金が国内にあることは重要だとし、国内外の投資家の資金を呼び込むには、『日本の企業や市場の魅力を高める必要がある』との考えを改めて強調した。…(略)…。岸田氏は『高市内閣が目指す成長や投資を重視する強い経済の実現に向けて貢献したい』とも述べた。」という事である

(強調下線は当コラム筆者、2025年11月6日付Bloomberg「岸田元首相、国内に成長資金があること大事ーNISAマネーの海外投資」~ <https://www.bloomberg.co.jp/news/articles/2025-11-06/T5A0RXGOTUJ0003arid=ejrj-2> )。

参政党の神谷宗幣代表は2023年3月16日に参議院で「NISAにお金を入れても、それが国内に循環する保証がない。政府に考えてほしいのは、国益にかなうような民間事業に、国が信頼と資金を担保するような事業運営を行うことだ。」(2023年3月16日付第211回国会財政金融委員会神谷宗幣国会質疑「NISAの国内投資先について」~ <https://www.youtube.com/watch?v=8F9Y81lwrlI> )、2025年6月8日にYoutubeで「NISAで集めたお金を国内のインフラ投資とかに回せばいいんじゃないですか」と述べた事がある(2025年6月8日付YouTube「【神谷宗幣×松田学対談】失われた30年とは何だったのか…郵政民営化で貧しくなった日本」~ <https://www.youtube.com/watch?v=wtBUR0Dr3bo> )。

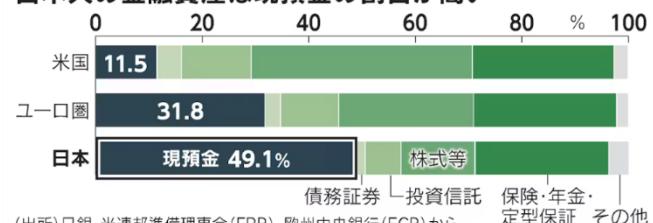
2026年1月16日設立の中道改革連合は重点政策として「NISA減税(NISAの積立額に応じて所得控除する)」を掲げるが

(2026年1月23日付中道改革連合「基本政策」~ <https://cdp-japan.jp/files/download/2026/YspU/96f7/GN1Q/2026YspUHeN7GN1Q7PiPurch.pdf> 、2026年1月23日付公明新聞電子版プラス「(中道改革連合 重点政策)奨学金、NISAで減税/衆院の「解散権」明確化」~ <https://digital.komei-shimbun.jp/kmd/article/9272302001230202> )、岡本三成・中道改革連合共同政調会長(公明党出身)は、NISAについて「海外資産に集中している。これが恒常的な円売り・外貨買いを生み、円安を加速させている。日本や日本株の魅力を高める必要がある。」と述べていた(2026年1月20日付ハフポスト「円安要因は『新NISAの普及』。新党『中道』が政策発表でオルカン、S&P500投資での海外流出に言及」~ [https://www.huffingtonpost.jp/entry/story\\_id\\_6900980e1b9248956d08f1](https://www.huffingtonpost.jp/entry/story_id_6900980e1b9248956d08f1) )。

現在、日本の家計金融資産残高は前年同期比+4.9%増の2,286兆円と過去最高で、「株式など」は同+19.3%増の317兆円とやはり過去最高、「投資信託」も同+21.1%増の153兆円と過去最高、「現金・預金」は同+0.5%増1,122兆円(占率49.1%と2007年9月末以来の50%割れ)、「債務証券」は同+10.5%増の33兆円と2012年6月末以来の高さ(2025年12月17日付日本銀行「2025年9月末までの資金循環統計」~ <https://www.boj.or.jp/statistics/sj/sj.htm> )。ちなみに、個人向け国債の2025年の販売額は前年同期比+30.5%の5兆2,803億円(=固定3年9,127億円+固定5年2兆4,286億円+変動10年1兆9,391億円)と2007年来の高さ(財務省「国債等関係諸資料」個人向け国債の発行額の推移~ <https://www.mof.go.jp/jcls/reference/appendix/index.htm> )。現金・預金1,122兆円(占率49.1%)が投資に向かって国の成長に寄与して、家計が資産形成と資産格差縮小とインフレヘッジをする事は、政府も、議員も、家計も、皆望む事であろう(後述の英国は人口約7,000万人と日本の約半分強であるが、英国政府は120兆円超の貯蓄を何とか投資に向かわせようとしている)。

2026年1月11日付日本経済新聞は「物価高が続き、目減りする現預金より運用にお金を回す人は増えつつある。家計の金融資産に占める現預金比率は25年に18年ぶりに50%を割り込んだ。米国(11.5%)やユーロ圏(31.8%)に及ばず、『貯蓄から投資』への転換は道半ばだ。」と報じている(強調下線は当コラム筆者、2026年1月11日付日本経済新聞「NISAは地方で伸び悩む 東京は開設32%・青森15%・高齢化や情報格差」~ <https://www.nikkei.com/article/DGXZ00UB0995G0Z01C25A2000000/> )。

日本人の金融資産は現預金の割合が高い



(出所)2026年1月11日付日本経済新聞「NISAは地方で伸び悩む 東京は開設32%・青森15%・高齢化や情報格差」

## ●米国の国内投資促進策「トランプロ座」～米国の投資信託協会は「米国企業への投資が50%以上を占め国内投資に重点を置きつつも、ある程度の国際分散投資を許容するという事にしてほしい」と提言～

当コラム p.2 で 2026 年 1 月 19 日に高市首相が「米欧中の各国においては、国内投資を促進する政策が一段と強化」と述べた中の「米」つまり米国の国内投資促進策をまず見る。

2026 年 7 月 4 日から米国で導入予定の「トランプロ座/Trump Accounts(Section 530A accounts)」の投資対象は S&P500 など米企業を主に対象とする幅広い株式ベンチマークに連動するミューチュアルファンドや ETF である(2025 年 7 月 7 日付投信調査コラム No.428「トランプ減税法成立、トランプロ座は米国版こども支援 NISA ?～米国の 529 プランとカバーテル ESA、英国のジュニア ISA、日本のジュニア NISA の教育資金口座比較～」～ [https://www.am-mufg.jp/report/investigate/column\\_250707.pdf](https://www.am-mufg.jp/report/investigate/column_250707.pdf) )

トランプロ座 /Trump accounts(Section 530A accounts)		2026年1月23日現在
項目	米国のトランプロ座 /Trump account(税制優遇投資口座)	(参考) こどもNISA
制度を利用可能な者	0～17歳の米国市民(有効な社会保障番号を持つ子ども、受益者)。 *親や後見人等が子どもの代理で口座を開設・管理。	0～17歳の居住者など(名義者) *祖父母や両親等(親権者等)が孫や子どもの代理で運用。
投資商品/非課税対象	S&P500など主に米企業に投資する適格な幅広い市場指標に連動するミューチュアルファンドまたはETFの運用益課税繰り延べ。レバレッジなし。経費率年0.1%以下。	長期の積立・分散投資に適した一定の投資信託の分配金・譲渡益
投資枠/拠出枠	親などは年5,000ドル/約80万円(子ども1人あたり。雇用主拠出と合算)。 *親または子の雇用主は年2,500ドル/約40万円(従業員1人あたり)。 *2025年～2028年に生まれた子どもに、政府が1,000ドル/約16万円を拠出(一度限り、別枠、バイロットプログラム)。 *州政府や公益法人などは別枠で拠出可。	年60万円 *非課税保有限度額 600万円。
非課税保有期間	18歳になるとトライディショナルIRA同様の扱い(拠出を継続可)。	無期限。18歳になると成年向けNISAつみたて投資枠へ自動的に移行(継続して活用可能)。
途中引き出し	原則18歳まで不可。 *18歳以降は子どもの管理下に移行し、トライディショナルIRA規則が適用(原則59.5歳までの引出しあは通常の課税+10%ペナルティ課税。例外として教育費・初回住宅購入・起業等による引出しあは可でペナルティ免除)。 *政府指定の金融機関に設けた当初の口座を他の金融機関に移管可。	原則12歳まで不可。 *12歳未満で引き出す場合は過去の利益に対して課税(災害等で家屋の全壊等を除く)。 *12歳以降は子どもの教育費や生活費の支払いに限定し引き出し可(親権者等が金融機関に書類提出。払い出しについて子どもの同意を示す書類添付)。
口座開設数	一人一口座	一人一口座
導入時期	2026年7月4日(拠出開始)	2027年1月～(見込み) *ジュニアNISAは2016年4月開始、2023年末終了。

\*日本の教育資金贈与の非課税制度は2026年3月末に終了(2013年4月1日導入、受贈者は30歳未満のこどもや孫で、一人につき最大1,500万円まで)。  
為替レートは1米ドル=156.71換算(2025年12月末時点)

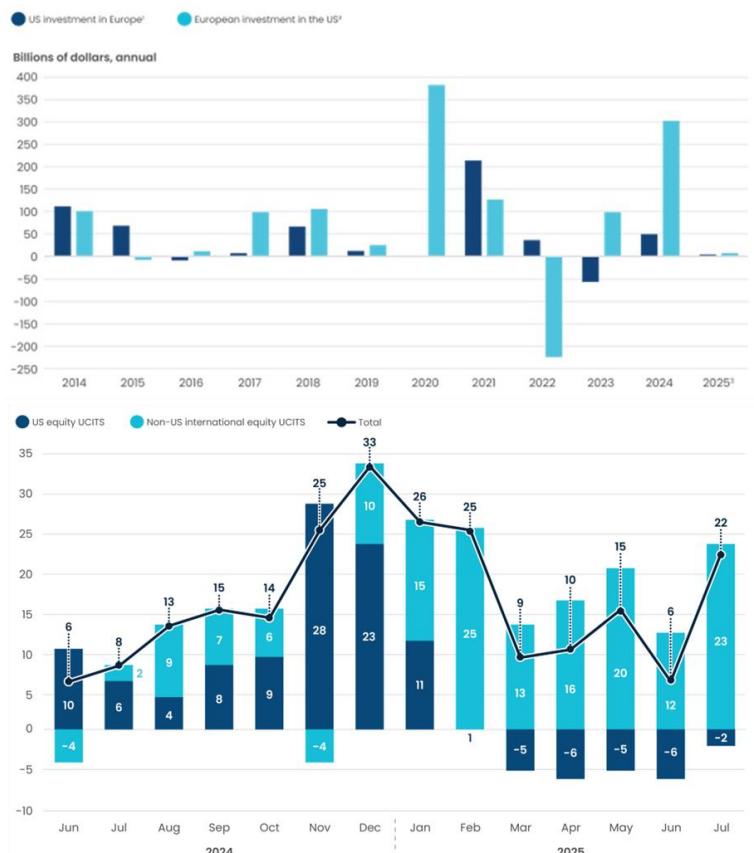
(出所: 日本の金融庁・財務省、IRS/米国内国税庁、トランプロ座公式サイトなどより三菱UFJアセットマネジメント経営企画部が作成)

「トランプ口座」は米国の国内投資促進策になっている。 ただ、米国の投資信託協会/Investment Company Institute/ICI はトランプ口座を大いに歓迎、積極的に協力しつつも、「連動する適格指数は米国企業への投資が 50%以上を占め国内投資に重点を置きつつも、ある程度の国際分散投資を許容してほしい。」と提言している。(2025 年 11 月 13 日付 Investment Company Institute「ICI Champions Competition in Trump Accounts | Investment Company Institute」～ <https://www.ici.org/ici-viewpoints/ici-champions-competition-in-trump-accounts> )

Company Institute「ICI Champions Competition in Trump Accounts | Investment Company Institute」～ <https://www.ici.org/ici-viewpoints/ici-champions-competition-in-trump-accounts> 、2025 年 7 月 7 日付投信調査コラム No.428「トランプ減税法成立、トランプ口座は米国版こども支援 NISA ?～米国の 529 プランとカバーデル ESA、英国のジュニア ISA、日本のジュニア NISA の教育資金口座比較～」～ <https://www.ici.org/ici-viewpoints/529-plans-and-coversdale-esas-comparison> 、2026 年 1 月 13 日付投信調査コラム No.436「こども NISA とトランプ口座と 529 プラン(ターゲット・エンロールメント・ポートフォリオ)～税制改正(解散総選挙で成立は?)～みたて NISA の 18 歳未満と新指数、債券中心投信、暗号資産 ETF～」～ <https://www.ici.org/ici-viewpoints/529-plans-and-coversdale-esas-comparison> )

米国の投資信託協会/ICI は、欧州の国内投資促進政策として、欧州の貯蓄を欧州企業のみに振り向ける事(後述する英 LTA&ISA&ハブ&DC、仏 PEA&伊 PIR の事)について否定的で、次の様に言っている。

「欧州委員会/European Commission/EC(27 か国の EU 政策執行機関)の貯蓄・投資同盟/The European Commission's Savings and Investments Union/SIU(\*)は家計を中心に据える事/placing households at its core で、資本市場の成長には個人投資家のより積極的な参加が不可欠である事を正しく認識、投資に対する各国障壁を取り除き、欧州の家計が低金利の銀行預金からファンド投資へ移行/European households to move beyond low-yield bank deposits to funds investing 出来る様に支援する必要がある。…(略)…。その最善の方法は欧州の貯蓄を欧州企業のみに振り向けるという意見がある/some argue that the best way to strengthen European capital markets is to have European savings directed exclusively into European companies。 この意見は欧州資本が海外、特に米国に流出、欧州の経済を損なっている(欧州の資本が米国に奪われている)との主張を反映している/This view reflects a perception that European capital is fleeing abroad, particularly to the United States, to the detriment of Europe's economic position。 しかし、欧州と米国の間の投資フローはダイナミックかつリープロカル(双方向)で/investment flows between Europe and the United States are dynamic and reciprocal、欧州の投資家は米国などグローバルな成長から恩恵を受け、米国の投資家は欧州企業に多くの資本を投資している/European investors benefiting from exposure to global innovation and growth and US investors simultaneously investing large amounts of capital in European firms。 欧州の資本市場は投資家の選択肢を狭めたり、地理的制限を義務付けたりする事で達成されず、欧州をより魅力的な投資先にする事で実現される。 米国投資信託協会/Investment Company Institute/ICI のデータは欧州と米国との間で資本が双方向に動いている事を示している。2014 年から米国から欧州への投資(株式および投資ファンドを通じて)/US Investment in Europe が、欧州から米国への投資/European Investment in the US を上回った年が数年あり、2021 年は米国から欧州への投資/US Investment in Europe の総額が 2,130 億㌦となり、欧州から米国への投資/European Investment in the US 1,260 億㌦のほぼ 2 倍となっている。…(略)…。 2025 年には 1～7 月に欧州の UCITS/ユーシツ( EU 登録の個人投資家向けファンド)投資家は、米国以外の海外株式 UCITS/Non-US international equity UCITS に 1,250 億ユーロ(図表の水色部分)の純流入、米国株式ファンド/US equity UCITS から 130 億ユーロの純流出(図表の紺色部分)となっている。」(強調下線は当コラム筆者、2025 年 9 月 9 日付 Investment Company Institute「Cross Border Capital Flows: Swings and Roundabouts」～ <https://www.ici.org/ici-viewpoints/25-cross-border-capital-flows> 、\*貯蓄・投資同盟/SIU…2023 年 6 月 5 日付投信調査コラム No.381 「資産運用業高度化フレポート EU バージョン、欧州の資産運用業抜本的改革(貯蓄から投資へ)～～資本市場同盟行動計画/CMU アクション・プラン「個人投資総合対策」、欧州・米国・日本の投信コスト(総経費率等)～」～ <https://www.ici.org/ici-viewpoints/25-cross-border-capital-flows> )



線は当コラム筆者、2025 年 9 月 9 日付 Investment Company Institute「Cross Border Capital Flows: Swings and Roundabouts」～ <https://www.ici.org/ici-viewpoints/25-cross-border-capital-flows> 、\*貯蓄・投資同盟/SIU…2023 年 6 月 5 日付投信調査コラム No.381 「資産運用業高度化フレポート EU バージョン、欧州の資産運用業抜本的改革(貯蓄から投資へ)～～資本市場同盟行動計画/CMU アクション・プラン「個人投資総合対策」、欧州・米国・日本の投信コスト(総経費率等)～」～ <https://www.ici.org/ici-viewpoints/25-cross-border-capital-flows> )

[https://www.ici.org/ici-report/investigate/column\\_250218.pdf](https://www.ici.org/ici-report/investigate/column_250218.pdf) 、2025 年 2 月 10 日付投信調査コラム No.419「世界の投資信託(ファンド)手数料～米投信最大手バンガードが過去最大規模の手数料引き下げ！日米欧加豪の投信販売手数料・信託報酬比較、日米の投信&ETF(アケティブ/パッシブ別)経費率比較～」～ [https://www.ici.org/ici-report/investigate/column\\_250218.pdf](https://www.ici.org/ici-report/investigate/column_250218.pdf) )。

## ●英国の国内投資促進策「株式型 ISA に LTAFF、預金型 ISA 減少、ターゲットサポート、インベスト・イン・ブリテン・ハブ、DC デフォルトファンドに非上場と国内投資」

当コラム p.2 で 2026 年 1 月 19 日に高市首相が「米欧中の各国においては、国内投資を促進する政策が一段と強化」と述べた中の「欧」つまり欧州の国内投資促進策を次に見る。

### 〈グレート・ブリティッシュ・アイサ/Great British ISA/GB ISA〉

日本において日本維新の会や国民民主党が NISA に国内投資枠を設ける事を提案しているよりも前から、英国の議員と政府は提案している

(2024 年 4 月 8 日付投信調査コラム No.399「英国の ISA 改革とアドバイス改革～国内株投資を促す新 ISA『ブリティッシュ・アイサ』、コンシューマー・デューティーに沿う年金改革、アドバイス評価ツール、ソーシャル・メディア規制～」～ [https://www.am.mufg.jp/report/investigate/column\\_240408.pdf](https://www.am.mufg.jp/report/investigate/column_240408.pdf) )。

英國で注目を集めたのは、NISA のモデルである ISA/Individual Savings Accounts/個人貯蓄口座(株式型)の年 2 万ポンド/約 400 万円に加えて、英國企業のみに投資する年間 5,000 ポンド/約 100 万円の追加非課税投資枠を作る「グレート・ブリティッシュ・アイサ/Great British ISA/GB ISA」案である

(2024 年 7 月 29 日付投信調査コラム No.406「英国版・EU 版・韓国版の新 ISA は国内投資型? NISA 元祖英国で抜本的 ISA 改革、成長ビッグバン・年金改革!～DC にプライベート、5% 非上場株へ、バリュー・フォー・マネー～」～ [https://www.am.mufg.jp/report/investigate/column\\_240729.pdf](https://www.am.mufg.jp/report/investigate/column_240729.pdf) )。

英國では労働党への政権交代(2024 年 7 月 4 日)をした後も、レイチェル・リーブス/Rachel Reeves 現財務相(2024 年 7 月 5 日に労働党下院議員から財務相に就任)は前政権と同様に検討していた。ただ、英國の資産運用業界が挙って反対した事などを受け廃案となつたのである

(2024 年 9 月 17 日付投信調査コラム No.409「日米英の新首相・大統領と金融所得課税(キャピタルゲイン税)～NISA やスタートアップなど新しい資本主義継承者は? 米英仏の課税強化は富裕層だけ、大衆は軽減・非課税! 英国は新 ISA “ブリティッシュ・アイサ”廃案で年金に期待!!～」～ [https://www.am.mufg.jp/report/investigate/column\\_240917.pdf](https://www.am.mufg.jp/report/investigate/column_240917.pdf) )。

### 〈PEP/Personal Equity Plan/個人持ち株制度〉

ちなみに、英國の株式型 ISA(NISA のモデル)の前身である PEP/Personal Equity Plan/個人持ち株制度 は導入当初の対象が英國企業の株式であった。なお、この PEP は高市首相が目標とするマーガレット・サッチャー/Margaret Thatcher 元首相の時に導入されたものである

(2025 年 10 月 14 日付投信調査コラム No.431「高市早苗氏と資産運用～英 ISA(の前身 PEP)の生みの親・サッチャー氏が目標、NISA 生みの親・麻生氏が後ろ盾、NISA 推進派・片

山金融調査会会长が推薦人の自民党新総裁はフランスの様な政治混乱の中でサナエマックスをどう実行?～」～ [https://www.am.mufg.jp/report/investigate/column\\_251011.pdf](https://www.am.mufg.jp/report/investigate/column_251011.pdf) 、2025 年 10 月 27 日付投信調査コラム No.432「片山金融相の資産運用立国、城内経済財政相の成長戦略(新しい資本主義廃止へ)、小泉防衛相の防衛力抜本の強化～国内株投資を促す NISA の案、欧州で防衛 ETF が大人気で ESG の防衛ファンドも登場、世界の防衛関連ファンド～」～ [https://www.am.mufg.jp/report/investigate/column\\_251027.pdf](https://www.am.mufg.jp/report/investigate/column_251027.pdf) )。



グレート・ブリティッシュ・アイサ案廃案後、2025 年 7 月 15 日にレイチェル・リーブス財務相がマンションハウス演説/Mansion House speech をし(2025 年 7 月 15 日付 GOV.UK「Rachel Reeves Mansion House 2025 speech」～ <https://www.gov.uk/government/speeches/rachel-reeves-mansion-house-2025-speech> )、資産運用関連は以下の通りであつた(強調下線は当コラム筆者)。

#### 1. 直近 10 年以上で最も広範な金融サービス規制改革パッケージ



/the most wide-ranging package of reforms to financial services regulation in more than a decade。

- ① コンシューマー・デューティー/Consumer Duty(下記\*)など過度な規制を緩和。

\*コンシューマー・デューティー/Consumer Duty…2024 年 4 月 8 日付投信調査コラム No.399「英国の ISA 改革とアドバイス改革～国内株投資を促す新 ISA『ブリティッシュ・アイサ』、コンシューマー・デューティーに沿う年金改

革、アドバイス評価ツール、ソーシャル・メディア規制～」～ [https://www.am.mufg.jp/report/investigate/column\\_240408.pdf](https://www.am.mufg.jp/report/investigate/column_240408.pdf) )。

- ② 強みを持つ分野に的を絞り改革。

- ③ 生産性の高い資本を解放すべくバーゼル 3.1/Basel 3.1 の所要自己資本/capital requirements を変更。

- ④ より多くの国民が経済成長の恩恵を享受出来る為にリテール(個人)投資/retail investment を促進(後述)。

#### 2. リテール(個人)投資/retail investment 促進の為、ISA 改革/ISA reform によって国民の利益向上。

英國企業資本へのアクセス/access capital for UK businesses を提供すべく株式型 ISA/stocks and shares ISAs に長期資産ファンド/Long-Term Asset Fund/LTAF(エルタフ)を含め、新たなターゲットサポート/targeted support を導入。

## 〈長期資産ファンド/Long-Term Asset Fund/LTAF(エルタフ)〉

2026年4月6日(課税年度/tax year)から始まる新年度の株式型ISA/stocks and shares ISAsに長期資産ファンド/Long-Term Asset Fund/LTAF(エルタフ)を含め/ISA inclusion、ターゲットサポート/targeted supportを導入するという。「長期資産ファンド/Long-Term Asset Fund/LTAF(エルタフ)」は2021年11月15日に確定拠出年金/Defined Contribution/DC等向けに資産の少なくとも50%を非上場証券など長期かつ流動性の低い資産への投資を促進する目的で導入されたオープンエンド・ファンド/open-end fundsで、解約は月1回を超えて頻繁には行わず最低90日間の通知期間を経た後にのみ(2021年8月30日付投信調査コラムNo.340「投資ビッグバン! 欧米で長期のVC・PE投資信託を設定(活用)、未公開企業の成長を促して、個人(年金)へ高リターンを提供へ!~英國のLTAF、EUのELTIF(RAIF、SCSp)、米国の新型CEF(DST、インターバル、エバーグリーン)~」)~[https://www.am.mufg.jp/text/oshirase\\_210830\\_2.pdf](https://www.am.mufg.jp/text/oshirase_210830_2.pdf) 2022年7月25日付投信調査コラムNo.361「新しい資本主義における長期運用資金のベンチャー投資には日本版LTAF、日本版VCTの道も~英國のLTAF(長期資産ファンド)とVCT(ベンチャーキャピタル・トラスト)~」)~[https://www.am.mufg.jp/text/oshirase\\_220725\\_2.pdf](https://www.am.mufg.jp/text/oshirase_220725_2.pdf)。2023年7月3日に一定の年収や投資可能資産を持つ富裕層投資家/high net worth individual/HNWIに加え、「純資産の10%を超えて投資しない/I will not invest more than 10% of my net assets in restricted mass market investments」と宣言する限定投資家/Restricted Investorに対して適切なリスク開示と適合性評価などの条件を付ければ販売可能となった他、加入者自身が投資銘柄を選ぶ(self-select)DC年金スキーム、自己投資型個人年金/Self-Invested Personal Pension/SIPPにも開放された(SIPP…2024年2月13日付投信調査コラムNo.396「ファンダラップで新NISAやiDeCo/イデコ? 英国ではラップISA&SIPP、ラップ・プラットフォーム!~英資産運用最大手も変革する消費者(リテール顧客)義務規制~」)~[https://www.am.mufg.jp/report/investigate/column\\_240213.pdf](https://www.am.mufg.jp/report/investigate/column_240213.pdf)、2025年2月25日付投信調査コラムNo.420「プライベートアセットのクロスオーバー投信と(ファンド・オブ・)クローズドエンド・ファンド投信!~米国のインターバルファンド、欧州のエバーグリーンファンド、英国のインベストメントトラストとLTAF~」)~[https://www.am.mufg.jp/report/investigate/column\\_250225.pdf](https://www.am.mufg.jp/report/investigate/column_250225.pdf)。)。

LTAFは20以上の戦略が提供され運用資産総額/AUMは50億英ポンド/約1兆円あり、今後投資に使える約束額/committed capital yet to be called(キャピタルコール方式/Capital Call)が30億英ポンド/約0.6兆円ある(2025年7月28日付Funds Europe LTAFs to benefit from ISA inclusion, cautiously)~<https://funds-europe.com/ltaf-to-benefit-from-isa-inclusion-cautiously/>。LTAFは英国国内資産投資こそ義務付けていないものの、政府のマンションハウス演説などから英国国内資産投資重視姿勢を出している。例えばLTAF最大手のシュローダー/Schroders「Schroders (Future Growth Capital) UK Private Assets LTAF(2024年11月8日設定)」の様に、純資産の85%以上を英国国内企業または英国国内に所在する資産に投資する(Schroders Future Growth Capital UK LTAF)~<https://www.futuregrowthcapital.com/en-gb/uk/institutional/frc-uk-ltaf/>。



## LTAF(エルタフ) /長期資産ファンド/Long-Term Asset Fund/

### 〈ISA改革/ISA reforms〉

レイチェル・リーブス財務相は2025年11月26日の2025年度秋季予算案で、ISA改革/ISA reformsを発表した(2025年11月26日付Barclays Smart Investor「Autumn Budget 2025: Key takeaways」)~<https://www.barclays.co.uk/smart-investor/news-and-research/investing-insights/budget-review/>。約6,000億英ポンド/約120兆円超の貯蓄を英国経済に投資する事を促すには株式型ISA/stocks and shares ISAsを増やす事が重要と考え、2027年4月6日から65歳未満の預金型ISA/Cash ISAs年間拠出限度額・投資枠を2万英ポンドから1.2万英ポンドへ減少、預金型口座が多いライフタイムISA/Lifetime ISAを改革する事としたのである(LISAは2017年4月6日導入…2017年12月4日付投信調査コラムNo.206「NISAが範とする英国ISAで起きる『従来のISAから、ジュニアISAやヘルプ・ト・バイISA、ライフタイムISAへの流れ』」)~[https://www.am.mufg.jp/text/oshirase\\_171204.pdf](https://www.am.mufg.jp/text/oshirase_171204.pdf)。ただし、2025年11月27日に英ロイター/Reutersは「英国の預金者はリスク回避志向が強いほか、よりリターンの高い海外市場への投資を選ぶ可能性があるため、制度変更によって英国株投資に向かう資金が大幅に増える可能性は小さいとみている/unlikely the changes will lead to a significant transfer into investing, partly because of a cultural aversion to risk, or because savers may choose better-performing overseas markets。」と報じている(2025年11月27日付Reuters「Britain cuts tax-free allowance for cash savings to spur investing」)~<https://www.reuters.com/world/europe/britain-cuts-tax-free-allowance-cash-savings-spur-investing-2025-11-27/>。



## ISA改革/ISA reforms

➢65歳未満預金型ISA年間拠出限度額を1.2万英ポンドへ減少  
➢預金型口座の多いライフタイムISA改革

## 〈ターゲットサポート/targeted support〉

「ターゲットサポート/targeted support」は、ISA のみならず年金/pension も対象で金融機関は顧客に無料で提供、その費用は他の商品・サービスの手数料等で補填出来る(相互補助/cross-subsidisation と言う…2025 年 12 月 11 日付 FCA「Policy Statement PS25/22: Supporting consumers' pensions and investment decisions: rules for targeted support」～ <https://www.fca.org.uk/publications/policy-statements/ps25-22-consumers-pensions-investment-decisions-rules-targeted-support> ～ <https://www.fca.org.uk/publications/policy-statements/ps25-22.pdf>)。かつての「コア・インベストメント・アドバイス/core investment advice」は上限 2 万ポンド/約 400 万円強の株式型 ISA/stocks and shares ISA に絞った為、手数料も少なく収益性に問題もあって導入見送り(コア・インベストメント・アドバイス…株式型 ISA/stocks and shares ISA に絞った低コストのシンプリファイ・アドバイス/simplified advice を提供する、2023 年 2 月 13 日付信調査コラム No.374「投資信託への非上場株式組入れと認定アドバイザーが新しい資本主義の残る課題！ 英国(日本の NISA が手本とする)株式型 ISA 限定アドバイザーはプロダクトガバナンス遵守!!」～ [https://www.um.mufg.jp/test/ohirsee\\_200213.pdf](https://www.um.mufg.jp/test/ohirsee_200213.pdf) )。

2025 年 10 月 20 日付インベストメントウイーク/Investment Week は「ISA 資産の 40～50% が既に英国企業または英国に特化したファンド/UK-focused funds に投資されている事からして、現金貯蓄から長期投資への移行を容易にし、投資家の自然な‘ホームバイアス/natural home bias’が英国企業に資本利益をもたらす可能性がある。ターゲットサポートは、余剰現金を保有する人々が適切な場合に長期投資へと向かうよう促すのに役立つはず。」と報じ(2025 年 10 月 20 日付 Investment Week「Investment platforms urge Reeves to reform stamp duty rather than impose UK ISA shares mandate」～ <https://www.investmentweek.co.uk/news/4520645/investment-platforms-urge-reeves-reform-stamp-duty-impose-uk-isa-shares-mandate> )、2026 年 1 月 2 日付フィナンシャル・タイムズ/Financial Times は「現金を多額に抱える人に、より良いリターンを求め株式に投資するよう促す事が出来る。」と報じている(2026 年 1 月 2 日付 Financial Times「UK investment platforms to cut fees in effort to woo customers」～ <https://www.ft.com/content/170d6e-1071-477c-95a0-390a30a> )。



## 〈英国内投資ネットワーク/インベスト・イン・ブリテン・ハブ/Investing in Britain Hubs〉

2025 年 11 月 26 日の 2025 年度秋季予算案を受け、英国内投資ネットワーク/インベスト・イン・ブリテン・ハブ/Investing in Britain Hubs が導入。英国の投資信託協会である投資協会/Investment Association/IA が主導、大手銀行のバークレイズ・プライベートバンク・アンド・ウェルス・マネジメント/Barclays Private Bank and Wealth Management、大手運用会社のフィデリティ・インターナショナル/Fidelity International、スマート証券最大手のフリートレード/Freetrade、ネット証券最大手のハーグリーブス・ランズダウン/Hargreaves Lansdown/HL、最大手銀行の HSBC、大手銀行のロイズ・バンキング・グループ/Lloyds Banking Group、大手銀行のナットウェスト・グループ/NatWest Group, and Vanguard、大手運用会社のバンガード/Vanguard(米国最大手投信会社)など金融機関が協力する形である(2025 年 11 月 26 日付 The Investment Association「New ‘Investing in Britain’ hubs to spotlight UK investment opportunities」～ <https://www.itha.org.uk/news/press-releases/new-investing-britain-hubs-spotlight-uk-investment-opportunities> )、2025 年 11 月 25 日付レイチェル・リーブス財務相充て書簡～ <https://www.gov.uk/government/publications/dce7c5a8-468f-4f4e-b53c-1071ed30030a> )。具体的には、英国内投資機会を見つける為の、よりわかりやすく、簡単なアクセスによる新しいサイトを開設、「ターゲット型サポート/targeted support」などにより、英国内投資を促進する取り組みをするものである。

だが、バンガードが 2026 年 1 月 22 日にバンガード英国最大ファンド「バンガードライフストラテジーファンド/Vanguard LifeStrategy Funds(ミューチュアルファンド/mutual funds とモデルポートフォリオ/MPS)」の英国株式のエクスポージャーを 25% から 20% へ引き下げ、英国債券のエクスポージャーを 35% から 20% に引き下げ、グローバルのエクスポージャーを引き上げる発表をした(2026 年 1 月 22 日付 Vanguard UK Investor「Changes to our funds」～ <https://www.vanguardinvestor.co.uk/investment-information/fund-changes> )。2026 年 1 月 22 日付ブルームバーグ/Bloomberg は「英国政府が資産運用会社に対し英国資産のエクスポージャー拡大をするよう圧力をかけている中で行われた。バンガードは『同ファンドは分散投資促進を目的としている。英国の投資家がグローバル分散投資に慣れてきた為、英国内偏重/ホームバイアスを徐々に減らしている。こうして自国市場投資意欲とグローバル分散ポートフォリオのバランスが取れる。』と述べている。一部の運用会社では英国資産への自主的な最低配分を導入する措置はリスク軽減を妨げると反対しており、『顧客の最善の利益のみを追求する法的義務を負っている。』と主張している。」と報じている(強調下線は当コラム筆者、2026 年 1 月 22 日付 Bloomberg「Vanguard Cuts Allocation to UK for £52 Billion Fund Range」～ <https://www.bloomberg.com/news/articles/2026-01-22/vanguard-cuts-allocation-to-uk-assets-for-52-billion-fund-range> )、2026 年 1 月 22 日付 Reuters「Vanguard to cut British exposure across \$70 billion UK product range」～ <https://www.reuters.com/world/uk/vanguard-cut-british-exposure-across-70-billion-uk-product-range-2026-01-22/> )。



# インベスト・イン・ブリテン・ハブ /Investing in Britain Hubs/英國国内投資ネットワーク

## 〈マンションハウス協定/Mansion House Accord〉

2025年5月13日に政府とマンションハウス協定/Mansion House Accord(自発的な意思表明)を結んだ17の大手年金基金(現状、DCの資産配分は海外株70%、英国株6%)が「資産が十分に魅力的であれば、確定拠出年金のデフォルト商品で2030年までに10%(2023年の目標5%の倍)までプライベートアセット/infrastructure, property and private equityに配分、うち5%以上を英國に割り当てる。」という表明をした(強調下線は当コラム筆者、2025年5月13日付GOV.UK「Pension schemes back British growth」～<https://www.gov.uk/government/news/pension-schemes-back-british-growth>)。 「合意は現時点では任意となっている。しかし、政府はこれらの誓約の進捗状況を監視していくと述べており、今後の年金制度見直しにおける更なる措置によって、合意は強化される予定だ。」と言われている(強調下線は当コラム筆者、2025年5月13日付Reuters「British pension funds pledge \$66 bln boost for private assets」～<https://www.reuters.com/business/finance/british-pension-funds-pledge-step-up-uk-investments-2025-05-12/>)。

2025年11月6日に英LSEG/London Stock Exchange Groupは100名以上の企業のCEO等と共にレイチェル・リーブス財務相に書簡を送り、「国内株購入の減少は企業から資金を奪い、富の創出を海外に輸出させ、経済成長を阻害している。確定拠出型年金制度において、年金積立者が自動的に投資するデフォルトファンドの資産において少なくとも25%を英国内の資産に投資する事を保証する事/UK DC pension scheme default funds upon them allocating a minimum 25% of their default fund assets to UK investments - across each asset classを提案する。積立者はデフォルトファンドからの脱退や代替投資の選択を自由に行う事は出来る。」と述べていた(強調下線は当コラム筆者、2025年11月6日に英LSEG～<https://docs.londonstockexchange.com/sites/default/files/documents/business-leader-letter-to-the-chancellor-06-11-2025.v2.pdf>、2025年11月13日付Reuters「Pension funds reject UK Plc proposal to get savers into local stocks」～<https://www.reuters.com/business/finance/pension-funds-reject-uk-plc-proposal-get-savers-into-local-stocks-2025-11-13/>)。



## マンションハウス協定 /Mansion House Accord

### ►DCのデフォルトファンドで非上場資産10%、国内投資5%

## 〈国内投資の拡大を目指す世界的な動き〉

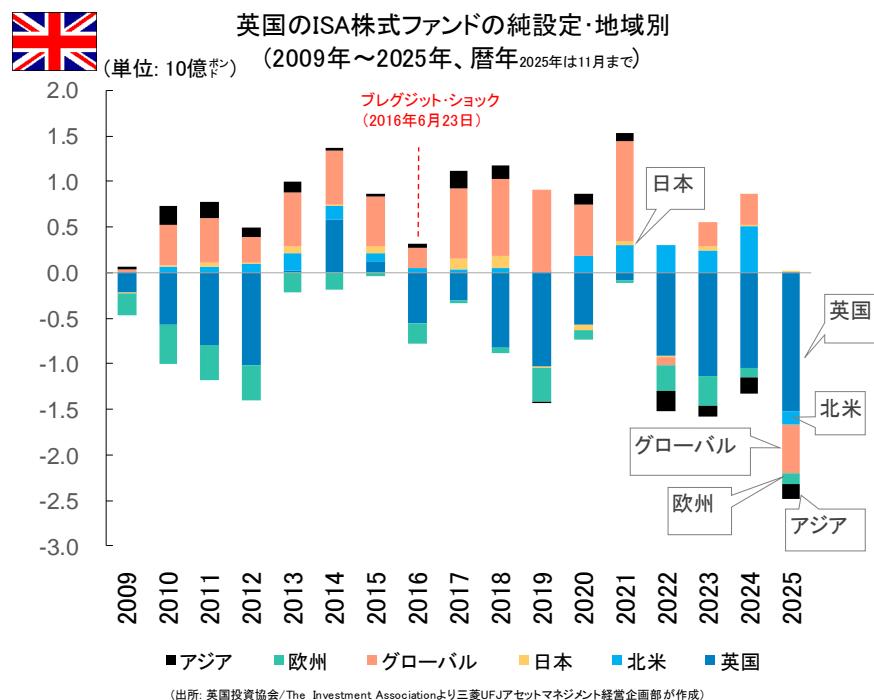
英國以外でも、この様な動きはあり、2026年1月6日付フィナンシャル・タイムズ/Financial Timesが「英國/The UK・カナダ/Canada・オランダ/Netherlands・ドイツ/Germany等が年金の貯蓄を国内投資/domestic investmentに振り向け、経済成長を促進、技術・防衛・グリーンエネルギー等の分野に資金を流す機会を見出している。」と報じている(強調下線は当コラム筆者、2026年1月6日付Financial Times「Pensions not a ‘plaything’ in domestic investment drive, governments warned」～<https://www.ft.com/content/ee66a99b-d5e6-45bd-b678-de11e48aaf2>)。

その中、2026年1月6日付フィナンシャル・タイムズ/Financial Timesは「元年金担当大臣で今はコンサルタント会社LCPのパートナーであるサー・スティーブ・ウェブ/Sir Steve Webb氏は『国民年金の資金は政府の遊び道具であってはならない/The money in people's pensions should not be a plaything of government。人々に資金を固定し長期的に貯蓄させるだけでも十分に困難で、貯蓄者が自分の最善の長期的利益がもはや年金制度の最優先事項でないと考えれば、年金への信頼は損なわれる可能性がある。』と述べた。…(略)…。コンサルタント会社マーサー/Mercerのパートナーであるティム・ジェンキンス/Tim Jenkins氏は『国内投資の拡大を目指す世界的な動きは、貯蓄者の最善の利益と国家の優先事項という競合する圧力を生み出す可能性がある。』と述べた。』と報じている(強調下線は当コラム筆者、2026年1月6日付Financial Times「Pensions not a ‘plaything’ in domestic investment drive, governments warned」～<https://www.ft.com/content/ee66a99b-d5e6-45bd-b678-de11e48aaf2>)。

Times「Pensions not a ‘plaything’ in domestic investment drive, governments warned」～<https://www.ft.com/content/ee66a99b-d5e6-45bd-b678-de11e48aaf2>）

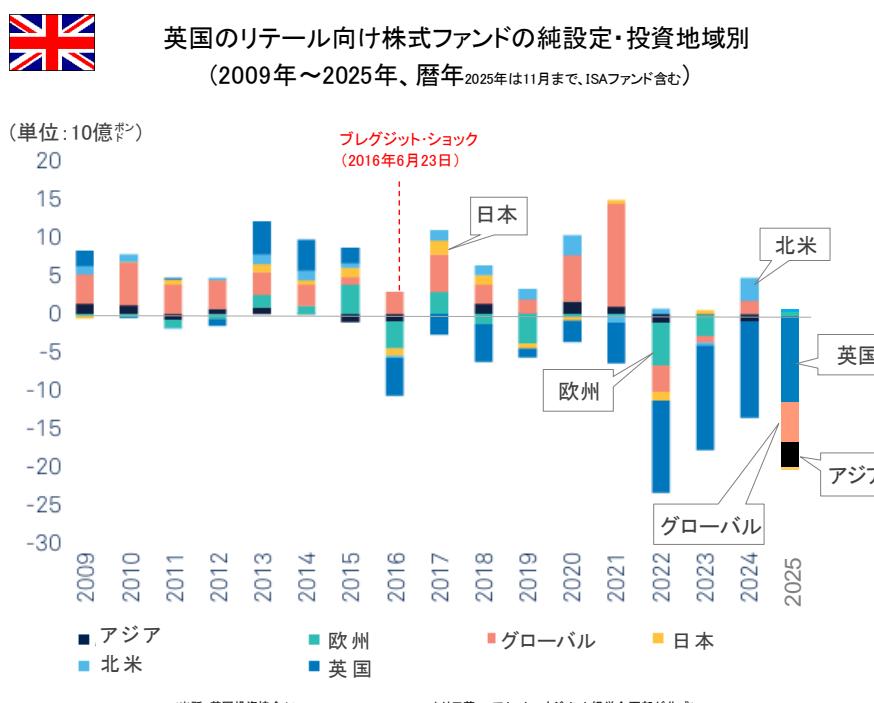
## 〈英国のISA株式ファンドおよびリテール向け株式ファンドの純設定・地域別〉

英国の株式ファンドの純設定を地域別に見る。まずISAファンドだが、英國投資協会/The Investment Association/IAによると、2025年(最新11月末まで)はほぼ全地域で純流出となり、過去最大の25億ポンド/約5,200億円に達した。特に英國株は10年連続の純流出で加速しており、2016年以降の総額80億ポンド/約1.7兆円に上る。



ISA以外も含む個人投資家向け株式ファンド全体の純設定も見る。ISAファンドと同様、個人投資家向けファンド全体も英國株の純流出は大きく、ほぼ全地域で流出となっている。2025年(最新11月末まで)の個人向け株式ファンドの純流出額は180億ポンド/約3.8兆円とブレギット・ショックの2016年の純流出額の約2倍の大きさである。「2025年の7月から11月にかけて、年金非課税枠削減や預金型ISA縮小を懸念した英國人の予算案へのパニックが頂点に達した。一方、2025年に投資家は安全資産への回帰を加速させ、マネーマーケットファンドは58.4億英ポンド/約1.2兆円と過去最高を記録した。」という(2026年1月7日付 The Times「British investors fled the stock market at a record rate in 2025」)。

[https://www.thetimes.com/business/companies-markets/article/castine-investors-uk-stock-markets-2025-5b612m3c2ext-Budget20uncertainty20pushed20right20investors.eur%20ef20the20Brexit20freedom. \)](https://www.thetimes.com/business/companies-markets/article/castine-investors-uk-stock-markets-2025-5b612m3c2ext-Budget20uncertainty20pushed20right20investors.eur%20ef20the20Brexit20freedom.)



## ●フランスとイタリアの国内投資促進策「PEA(&PEA-PME)と PIR(一般&オルタナティブ PIR)」

当コラム p.2 で 2026 年 1 月 19 日に高市首相が「米欧中の各国においては、国内投資を促進する政策が一段と強化」と述べた中の「欧」つまり欧州の国内投資促進策でフランスとイタリアを見る。2025 年 11 月 10 日に斎藤アレックス氏が「フランスの個人貯蓄制度の PEA は投資対象を EU・EEA 域内に限定しています。またイタリアの PIR も投資の 70%をイタリアに拠点を置く企業に向けるように定めています。」と述べたものもある。

### 〈フランスの「株式貯蓄プラン/Plan d' épargne En Actions(英語では stock savings plan)/PEA」〉

フランスには「株式貯蓄プラン/Plan d' épargne En Actions(英語では stock savings plan)/PEA」がある(「保険 PEA/PEA assurance」というものもあるが生命保険に近く、株式や投資信託に投資出来る「銀行 PEA/PEA bancaire」をここでは取り上げている。2023 年 5 月 22 日付投信調査コラム No.380「日米首脳会談や G7 サミットに登場するイノベーション、その為の投信! 銀行は投信販売に特化? ~フランスのイノベーションの為の投資信託/FCPI、フランス版 NISA の PEA、米国ミューチュアル・ファンド・バンキング~」~ [https://www.am.mufg.jp/text/oshirase\\_230522\\_2.pdf](https://www.am.mufg.jp/text/oshirase_230522_2.pdf) )。1992 年 9 月導入の PEA は、投資対象が EU・EEA の企業株式やそれらを組み入れた株式投資信託であり、生涯拠出限度額が 15 万ユーロ/約 2,700 万円(年間の限度額は無い)、5 年以上保有すれば利益への所得税が非課税(社会保障税 17.2%だけとなる、5 年以内でも失業・障害・企業創業などの場合は所得税が非課税となり社会保障税 17.2%だけとなる)、PEA 内でのスイッチングは自由(2017 年 7 月 24 日付投信調査コラム No.189「日本の家計金融資産(個人マネー)を主要国(G7)と投信大国オーストラリアを加えて国際比較! NISA、米 IRA、英 ISA、仏 PEA、加 TFSA、豪スーパー・アニュエーションと言つて制度物見る!」~ [https://www.am.mufg.jp/text/oshirase\\_170724.pdf](https://www.am.mufg.jp/text/oshirase_170724.pdf) 、2017 年 7 月 31 日付投信調査コラム No.190「フランス版 ISA・PEA がありマイナス金利で日本より先行している投信大国フランスの最新動向~英国で人気のクリーン・シェアはフランスでは不人気で、PEA 適格投信が人気急増~」~ [https://www.am.mufg.jp/text/oshirase\\_170731.pdf](https://www.am.mufg.jp/text/oshirase_170731.pdf) )。

PEA には派生版があり、それは 2014 年導入の「中小企業株式貯蓄プラン/PEA-Petites et Moyennes Entreprises(英語では Small and Medium Enterprises)/PEA-PME」(PEA-PME を上述の PEA と区別する為、PEA をトラディショナル PEA/traditional PEA もしくは PEA クラシック/PEA classique と呼ぶこともある)。PEA-PME は、投資対象が EU・EEA の中小企業/Small and Medium Enterprises/SME および中規模企業/Intermediate-sized Enterprise/ETI 発行株式やそれらを組み入れた株式投資信託、拠出限度額は 22.5 万ユーロ/4,100 万円(もし PEA に 15 万ユーロ投資をしている場合、PEA-PME は 7.5 万ユーロとなる)、その他は(トラディショナル)PEA と同じだ。

 PEA/Plan d' épargne En Actions/株式貯蓄プラン

PEA-PME/PEA-Petites et Moyennes Entreprises/中小企業株式貯蓄プラン

### 〈イタリアの「個人長期貯蓄プラン/Piani individuali di risparmio a lungo termine/PIR〉

イタリアには「個人長期貯蓄プラン/Piani individuali di risparmio a lungo termine/PIR(英語で Individual Long-Term Savings Plan、イタリア語の Piani はプランで Risparmio は貯蓄)」がある(イタリアの中央銀行であるイタリア銀行/Banca d'Italia の金融教育ポータルサイト/L'economia per tutti「Piani individuali di risparmio a lungo termine」~ <https://economiaportali.bancaditalia.it/aree-tematiche/risparmio-e-investimenti/1-piani-individuali-di-risparmio-a-lungo-termine/index.htm?dotcache=refresh> )。ポートフォリオの少なくとも 70%をイタリア国内に本拠を置く企業(またはイタリアに恒久的拠点を持つ企業)の株式や債券に 5 年以上投資をすると譲渡所得課税・配当所得課税・相続税が非課税となる(通常 26%)。「一般 PIR/PIR ordinario」と「オルタナティブ PIR/PIR alternativo」の 2 種類がある。

「一般 PIR/PIR ordinario」は少なくとも 30%を中小株(大型株で構成される FTSE MIB index または同等のインデックスには含まれない企業)に投資、少なくとも 5%を小型株(大型株で構成される FTSE MIB index または中型株で構成される FTSE Mid Cap index に含まれない企業)に投資すれば、年間拠出限度額・投資枠が年 4 万ユーロ/約 750 万円(総拠出限度額 20 万ユーロ/約 3,700 万円)。

「オルタナティブ PIR/PIR alternativo」は金融知識が豊富で比較的高い資本能力を持つ投資家がクローズドエンド・ファンド/closed-end funds/CEFs で少なくとも 70%を小型株(FTSE MIB index または FTSE Mid Cap index または同等のインデックスに含まれない企業)に投資すれば、年間拠出限度額・投資枠が年 30 万ユーロ/約 5,500 万円(総拠出限度額 150 万ユーロ/約 2.7 億円)。

 PIR/Piani individuali di risparmio a lungo termine/個人長期貯蓄プラン

●中国の国内投資促進策「中国個人養老金制度/个人养老金制度/private pension system」

最後に、当コラム p.2 で 2026 年 1 月 19 日に高市首相が「米欧中の各国においては、国内投資を促進する政策が一段と強化」と述べた中の「中」つまり中国の国内投資促進策を見る。

## 〈中国の個人投資家税制〉

中国では個人投資家が国内上場株式(A 株)で得た譲渡所得は(暫定的に)非課税であり、配当所得は 1 か月以内 20% (通常)、1 か月超 1 年以内 10% (配当所得の 50% に 20% 課税)、1 年超 5% (配当所得の 25% に 20% 課税) となっている。(CSRC/The

Ministry of Finance, the State Administration of Taxation and the CSRC Took Questions From Correspondents Regarding the Defferentiated Income Tax Scheme on the Dividend of Listed Companies.~  
[http://www.csrc.gov.cn/csrc/en/c102030/c1370794/content.shtml?utm\\_source=chitapt.com](http://www.csrc.gov.cn/csrc/en/c102030/c1370794/content.shtml?utm_source=chitapt.com)。 なお、国内上場株式の譲渡所得非課税は 1989 年 3 月までの日本と近く(配当所得は源泉分離選択課税 35%、年 10 万円申告不要)、その後日本は基本 20%(配当所得も 20%)、2003 年 1 月～2013 年 12 月の軽減税率 10%(配当所得も 10%)を経て 2014 年 1 月から 20%(配当所得も 20%で、非課税の NISA 導入、日本の個人投資家税制の歴史…2014 年 6 月 9 日付投信調査コラム No.58「NISA 非課税枠が年 200 万～300 万円となって本家・英国 ISA に準調を合わせる?～マル優等個人向け非課税制度史～」～ <http://www.am.mmfu.in/text/1406095.pdf> )。

## 〈中国の「個人養老金制度/个人养老金制度/private pension system」〉

中国には日本のNISAの様な少額投資非課税制度は無いが、中国版iDeCo(日本の個人型確定拠出年金イデコ)とも言える制度がある。2022年11月25日に36都市・地域で先行導入された私の年金制度「個人養老金制度/个人养老金制度/private pension system」(労働政策研究・研修機構/JILPT「個人年金、受給要件などを明確化—9月1日より施行へ~」<http://www.jilpt.or.jp/reports/2022/08/01.html#item000000000000>、2025年1月14日付投信調査コラムNo.417「世界の積立投資(日本、米国、ドイツ、英国、中国、日本)の積立投資の検証と指標」)日本で積立NISAが運営管理等の責務を継続、ドリッピング・積立プラン、危機・中国で個人年金にインデックスF・インデックスSIP・積立投資制度増加へ~」<http://www.jilpt.or.jp/reports/2022/08/01.html#item000000000000>。

2024年12月15日に全国で導入され、CSI 300・ChiNext・CSI A500 など広範な指数に連動する人気商品 85 本が追加、手数料引き下げも義務付けされ、2025年6月15日現在 1.5 億口座まで急増した。(2026年1月8日付 Chinadaily.com.cn「Private pension policy in focus」) ~ <https://www.chinadaily.com.cn/a/20201/08/WS63505d5310d8466eb32984.html> 年間拠出限度額・投資枠は年 12,000 元/約 25 万円で、拠出時非課税/Exempt(所得控除)・運用時非課税/Exempt・給付時一部課税/Taxed 3%(通常 20%)。途中売却は原則定年退職時だが、過重な重病医療費負担・長期失業・生活困窮などの時は可。投資対象は 1,275 本あり、商品数の多い順に、預金(466 本)、保険/商業養老保険(463 本)、公募投信/個人養老基金(309 本)、理財商品/wealth management products(37 本)となっており、2026 年 6 月から貯蓄国庫債(電子)savings treasury bonds (electronic)を含めるとい(2026年1月8日付 Chinadaily.com.cn「Private pension policy in focus」) ~ <https://www.chinadaily.com.cn/a/20201/08/WS63505d5310d8466eb32984.html>。公募投信は主にターゲット・デイト・ファンド/目标日期基金とインデックスファンド/指数基金で、基本的に中国国内株式 A 株(インデックス)と国内債券(インデックス)に投資している(香港株式など海外株式も含む)。



以上

三菱UFJアセットマネジメント【投信調査コラム(日本版ISAの道)】バックナンバー: 「<https://www.am.mufg.jp/report/investigate/>」。

三菱 UFJ アセットマネジメント株式会社 経営企画部  
松尾 健治( [kenji-matsuo@am.mufg.jp](mailto:kenji-matsuo@am.mufg.jp) ),  
窪田 真美( [mami1-kubota@am.mufg.jp](mailto:mami1-kubota@am.mufg.jp) )。

## 本資料に関してご留意頂きたい事項

- 本資料は内外の資産運用に関する情報提供のために、三菱UFJアセットマネジメントが作成した資料であり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。販売会社が投資勧誘に使用することを想定して作成したものではありません。投資信託をご購入の場合は、販売会社よりお渡しする最新の投資信託説明書（交付目論見書）の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。
- 本資料の内容は作成時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。
- 本資料は信頼できると判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性等を保証するものではありません。
- 本資料中の運用実績等に関するグラフ・数値等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。また、税金、手数料等を考慮しておりませんので、投資者の皆様の実質的な投資成果を示すものではありません。市況の変動等により、方針通りの運用が行われない場合もあります。
- 本資料に示す意見等は、特に断りのない限り本資料作成日現在の筆者の見解です。
- 投資信託は、預金等や保険契約とは異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- 投資信託は値動きのある有価証券を投資対象としているため、当該資産の価格変動や為替相場の変動等により基準価額は変動します。従って投資元本が保証されているわけではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
- 投資信託は、販売会社がお申込みの取扱いを行い委託会社が運用を行います。



三菱UFJアセットマネジメント

三菱UFJアセットマネジメント株式会社  
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第404号  
加入協会：一般社団法人投資信託協会  
一般社団法人日本投資顧問業協会